

上富良野町農業委員の募集について

「農業委員会等に関する法律」が改正（平成 27 年 9 月 4 日付）されたことにより、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づく選挙制度から上富良野町長が上富良野町議会の同意を得て任命する方法に変更されました。

農業委員の任命については、あらかじめ町内全域及び地域の農業者や農業関係団体から推薦していただくと同時に、農業者にこだわらず広く一般に公募することとなり、その結果により上富良野町長が任命する仕組みとなっております。

つきましては、令和 5 年 7 月 19 日をもって農業委員の任期が満了することから、上富良野町農業委員会委員を選任することになりましたので、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方の応募又は推薦を行います。

具体的な業務と募集方法については、次のとおりです。

1. 農業委員の業務

- (1) 農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。（農業委員会総会、研修会等へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。）
- (2) 農地等の利用の最適化の推進を実施します。（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）
- (3) 法人化その他の農業経営の合理化に関する事務を実施します。
- (4) 農業一般に関する調査及び情報の提供の事務を実施します。
- (5) 農地利用最適化推進委員の業務を兼務します。（担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動）

2 推薦及び応募について

- (1) 全域・地区からの推薦
 - ・農業者等 3 名以上が連名し、代表者が文書をもって推薦します。
- (2) 団体からの推薦
 - ・農業者の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦します。
- (3) 一般応募

3 推薦・応募の農業委員数

13 名

4 推薦・応募の資格

- (1) 上富良野町に住所を有する者
- (2) 上富良野町が設置する他の執行機関等の委員でない者
- (3) 上富良野町の職員でない者

※以下の方は推薦及び応募ができません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

※固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員、教育委員会委員の兼職は法律で禁

止されております。

5 応募書類

該当する次の書類に必要事項を記載して必要書類を添付し、上富良野町農業委員会事務局へ提出してください。

(1) 上富良野町農業委員推薦・応募書

(2) 応募者及び推薦応募者の住民票の抄本

書類の請求については農業委員会事務局にご連絡いただくか、もしくは、上富良野町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

6 応募書類の提出

上富良野町農業委員会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送、ファックス、電子メール等により提出してください。

郵送の場合の送付先

〒071-0544 上富良野町栄町2丁目2番45号

上富良野町農業委員会 事務局宛

7 推薦・応募の期間

令和5年3月1日から令和5年3月28日まで

8 選任方法

推薦・応募の理由、年齢、性別、地域等を考慮し、上富良野町農業委員候補者選任委員会において審査を行い、町長が選考し、議会の同意を得て選任します。

9 農業委員の任期

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

10 お問い合わせ

〒071-0544 上富良野町栄町2丁目2番45号

電話 0167-45-6984

ファックス 0167-56-7811

上富良野町農業委員会 事務局